

京都版CO2排出量取引制度について

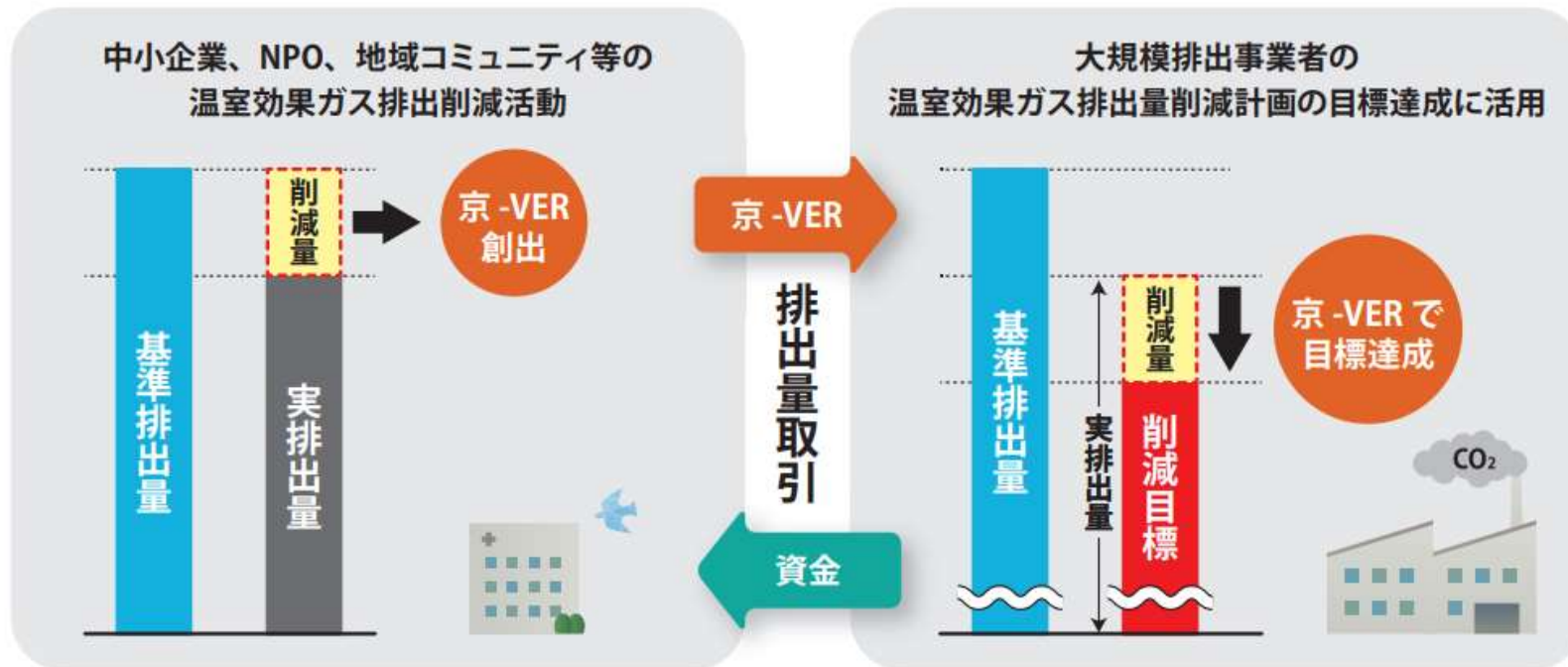
<対象>

- ・京-VER創出促進事業
- ・自立的地域活用型再生可能エネルギー設備等導入補助事業
(太陽光発電設備を導入する事業のみ)

令和3年5月10日（月）、12日（水）
京都府 府民環境部 地球温暖化対策課

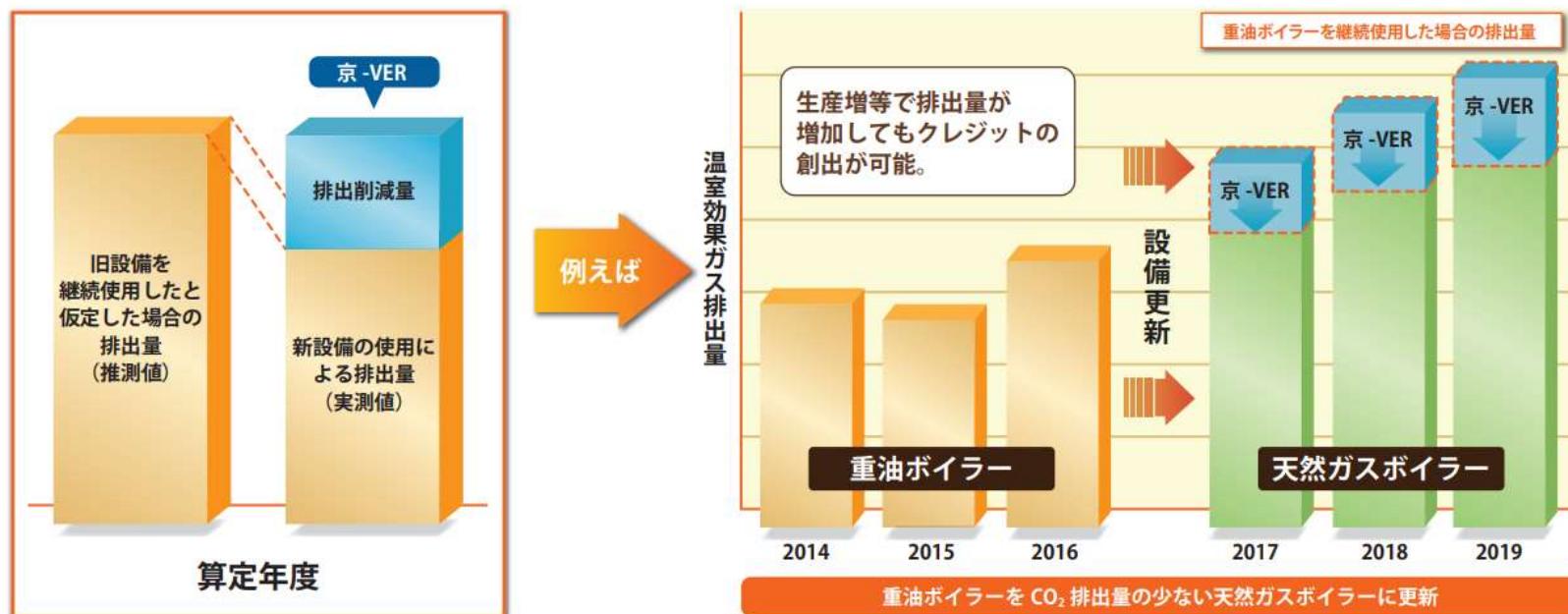
京都版CO2排出量取引制度の概要

- 中小企業の省エネ対策等の温室効果ガス排出削減活動からクレジット（京都独自クレジット：京-VER）を創出し、大規模排出事業者等がそれを購入して条例に基づく温室効果ガス排出量削減計画の目標達成やCSR、カーボン・オフセット等に活用することで、地域社会で協力して温室効果ガスの削減を目指す仕組み。



京-VERの創出方法①

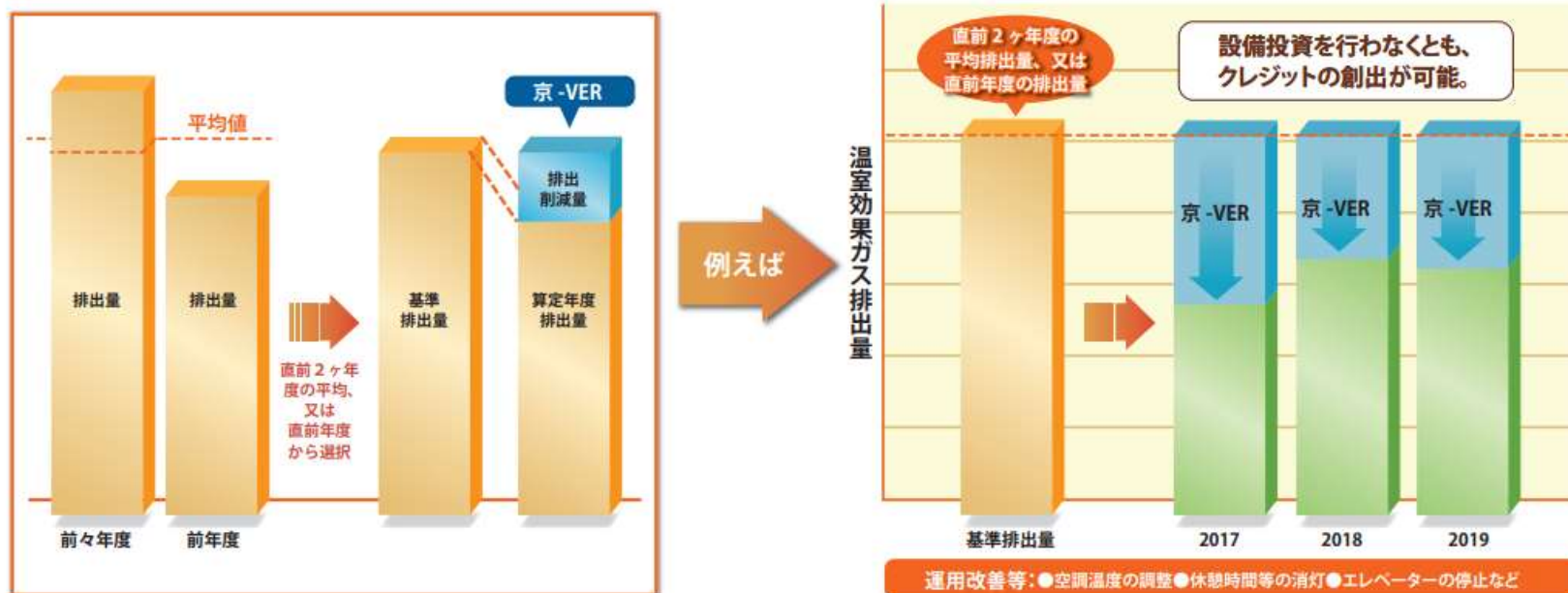
- ①方法論方式又は②排出量差分方式のいずれかで削減量を算出
- ①方法論方式：
事業所の総排出量が増加しても、クレジット創出が可能



京-VERの創出方法②

- ②排出量差分方式：

対象は事業所。生産増等によって算定年度排出量が基準排出量を上回れば、クレジットを創出できない。



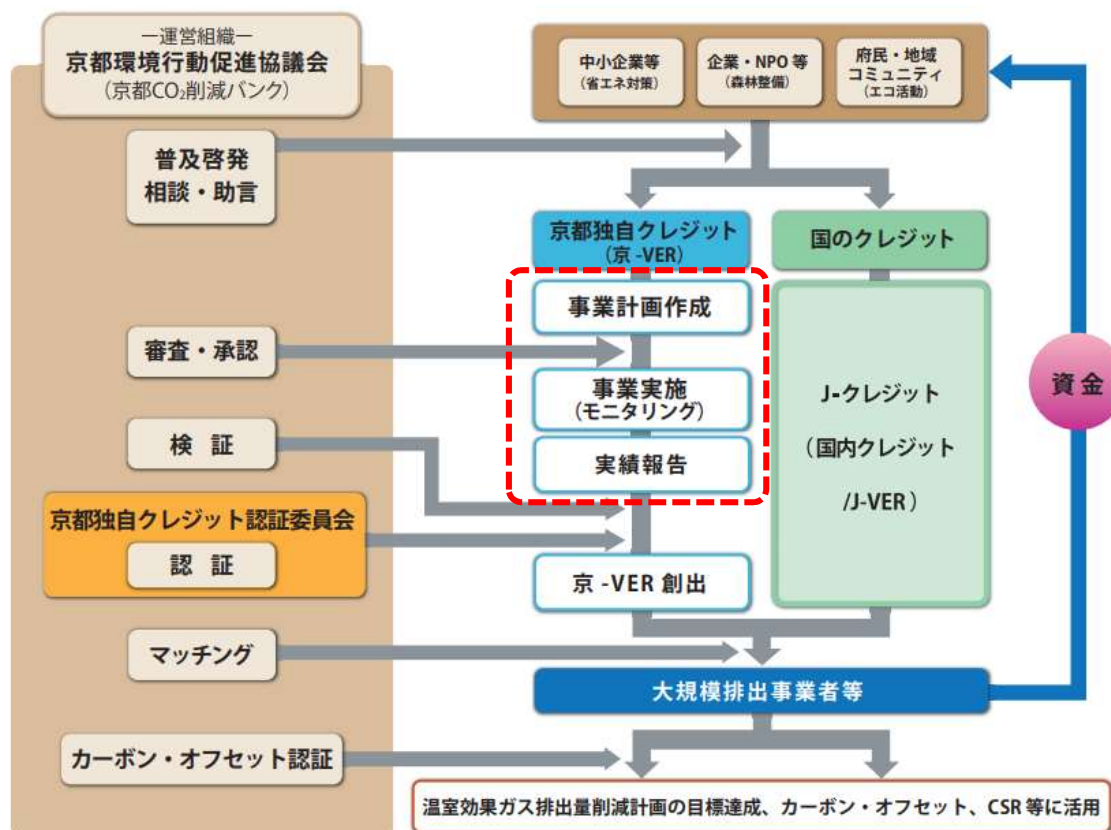
ご提出いただく資料（京-VER関係）

京-VER創出促進事業	・ 温室効果ガス削減効果算出シート
	・ 特定事業者非該当検討シート
	・ その他根拠資料等
自立的地域活用型再生可能エネルギー設備等導入補助事業 （太陽光発電設備を導入する事業のみ）	・ 京都版 CO2 排出量取引制度における創出事業計画書（案）
	・ 特定事業者非該当検討シート （現時点で京都府地球温暖化対策条例又は京都市地球温暖化対策条例に基づく特定事業者である場合は、京都府が指定する書類を提出）
	・ その他根拠資料等

- ・ 詳細は募集要領等をご参照ください。
- ・ 京-VER制度に係るお問合せ先、事前協議先：
京都府地球温暖化対策課 長澤
TEL: 075-414-4708、MAIL: tikyu@pref.Kyoto.lg.jp

京都版CO2排出量取引制度に係る手続

- 補助金に係る手続とは別に、京-VER制度に係る手続も行っていただくこととなります。
- 例：事業計画書、事業実績報告書の提出等



参考資料

- 京都版CO2排出量取引制度について
<http://www.kyoto-ets.com/index.html>
- 京都版CO2排出量取引制度パンフレット
http://www.kyoto-ets.com/kyo_ver_pamphlet.pdf